

議案第35号

天理市特別職の職員の給与に関する条例及び天理市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部改正について

天理市特別職の職員の給与に関する条例及び天理市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

令和2年4月22日提出

天理市長 並 河 健

天理市特別職の職員の給与に関する条例及び天理市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

(天理市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 天理市特別職の職員の給与に関する条例(昭和29年7月天理市条例第21号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 8 令和2年6月に市長及び副市長に支給する期末手当の額は、第7条の規定にかかわらず、同条の規定により支給すべき期末手当の額から、市長にあってはその額に100分の50を乗じて得た額、副市長にあってはその額に100分の10を乗じて得た額(その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)をそれぞれ減じた額とする。

(天理市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第2条 天理市教育委員会の教育長の給与等に関する条例(昭和47年3月天理市条例第22号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 9 令和2年6月に教育長に支給する期末手当の額は、第6条の規定にかかわらず、同条の規定により支給すべき期末手当の額から、その額に100分の10を乗じて得た額(その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。